

平成28年11月4日

【照会先】

大分労働局職業安定部

職業安定部長 佐伯 直俊

職業安定課長補佐 二宮 茂

電話：097-535-2090

日田市と「雇用対策協定」を締結！

大分労働局では、地方創生推進のため、地域の課題に対する共通認識を持ち、求職者の就職促進や企業の人材確保支援などの雇用に関する施策について、役割分担や連携方法を明確化し、密接な連携のもとに実施するための「国と地方自治体の雇用対策協定」を、平成28年10月26日に日田市と締結し、各種施策に取り組んでまいります。



原田啓介 日田市長（右）と

大分労働局と県内自治体との雇用対策協定は、日田市で6市目の締結となりました。

宇佐市（平成28年2月24日）

佐伯市（平成28年2月24日）

豊後大野市（平成28年2月26日）

豊後高田市（平成28年3月3日）

中津市（平成28年7月14日）

（ ）は締結日





日田市と大分労働局との雇用対策協定



日田市の平成28年8月の有効求人倍率は1.37倍と、大分県全体の1.26倍に比べて高いものの、職種や雇用条件などによる雇用のミスマッチが生じています。また、「地域力日本一」を掲げ安定した雇用を創出する取組を展開しており、持続可能なまちづくりが求められています。

このため、日田市が行う産業施策や福祉施策と、国(大分労働局)が行う職業紹介、事業主支援その他の雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、両者で「雇用対策協定」を結ぶこととしました。



日田市

総合的な雇用対策の推進



国(大分労働局)
〈ハローワーク日田〉

〈日田市まち・ひと・しごと創生〉
～「地域力日本一」～
日田市における安定した雇用の創出
・第一次産業の競争力向上
・企業の誘致
・地場企業の育成、創業支援 等

- ①産業振興による雇用創出、雇用の質の向上
- ②UIターン、移住支援の強化
- ③若者・新規学卒者の地域内就職支援
- ④就職支援体制の強化

〈全国ネットワークを活かした雇用対策〉
・ハローワークによる職業相談・紹介
・雇用保険制度の運営
・各種助成金による事業主支援
・公的職業訓練への誘導 等

雇用の分野で市と国が連携した施策を展開



産業振興による雇用創出、雇用の質の向上
・企業立地の推進、創業支援、人材確保に係る相互協力
・雇用条件の向上と安定した雇用の拡大に係る相互協力



若者・新規学卒者の地域内就職支援
・経済団体等への若者の雇用に係る要請
・市とハローワークによる就職説明会(相談会)の開催
・若者応援宣言企業の普及・啓発



UIターン、移住支援の強化
・管内雇用情報、求人情報等の相互提供
・移住に向けた奨励金制度を含む各種情報のハローワークにおける情報提供
・市とハローワークによる就職説明会(相談会)の開催



就職支援体制の強化
・障害者の一般就労に向けた支援
・生活困窮者(生活保護受給者、ひとり親世帯等)の自立支援

「運営協議会」の設置及び施策の推進のための要請

○運営協議会を開催し、密に連携する体制を構築。 ※日田市は商工労働課を中心として参画。労働局は職業安定課長等及びハローワーク日田所長が参画。
○日田市長及び大分労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するための必要な要請を相互に行うことができる。



「雇用対策協定」の締結により、総合的な雇用対策を展開し、市民サービスの更なる向上を目指します。

日田市雇用対策協定

日田市（以下「市」という。）では「地域力日本一」を目指して、市の有する多様な地域資源の活用や市の魅力の向上等を通じて地場産業の育成と創業支援等による安定した雇用の創出、ふるさと「ひた」への回帰促進、子育て支援の充実等により、活力あるまちづくりを一体的に推進していくことが求められている。

また、大分労働局（以下「労働局」という。）としては、市のこうした施策と有機的に連携することで、その目標の実現に協力し、市と一体となって日田市の地域力がより向上することを旨とする。管内の雇用環境をよりよいものとしていくことが重要である。

このため、市及び労働局は、以下のとおり「日田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、良質な雇用機会の創出、地元就職の促進及び子育て環境の向上等雇用・労働環境の改善に関する施策の質が高まり、かつ好循環が生まれるよう、市と労働局の連携及び協力の内容などを定め、日田地域の雇用対策に強力に取り組み、安定した雇用を実現することを目的とする。

（取組内容）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するための共通の事業目標の下、具体的な取組の内容及び実施方法を「日田市雇用対策協定に基づく事業計画」に定め、これを推進させるために毎年協議を行い、必要に応じ改訂を行うものとする。

（要請）

第3条 日田市長及び大分労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができ、当該要請について誠実かつ速やかに対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（運営協議会）

第5条 市及び労働局は、協定の取組事項を推進し、全般の進捗状況の把握と

全体調整を行うための運営協議会を設置するものとする。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

（その他）

第6条 協定に定めがない事項が生じた場合又は本協定の内容について改定する必要がある場合は、その都度、市及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合において、他に定めがないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、日田市長及び大分労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月26日

日田市長

原 啓 介

厚生労働省大分労働局長

南 保 昌 孝